

令和7年10月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年10月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	つばさ観光株式会社（法人番号：1050001016238） 代表者 松村 敬也
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県つくば市沼崎4122 (本社営業所) 茨城県つくば市沼崎4122
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年1月28日及び令和7年2月26日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年10月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年10月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	葦崎観光自動車株式会社（法人番号：4090001011158） 代表者 小泉 聖司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県葦崎市龍岡町若尾新田1172-1 (本社営業所) 山梨県葦崎市龍岡町若尾新田1172-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月22日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(4) 点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(5) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年10月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年10月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ファン（法人番号：7010902021029） 代表者 杉山 直也
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都調布市若葉町3-23-6 (川崎営業所) 神奈川県川崎市多摩区中野島6-26-3
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年7月9日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年10月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年10月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社トウカン交通 (法人番号: 2030002054469) 代表者 深谷 幸司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県上尾市大字上1040-18 (本社営業所) 埼玉県上尾市大字上1040-18
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年6月18日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)業務の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年10月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年10月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	今井運輸有限会社（法人番号：5030002098653） 代表者 今井 雅彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 埼玉県川口市八幡木3-4-10 （本社営業所） 埼玉県川口市八幡木3-5-29
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年7月14日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)業務の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)、(2)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)